



いわゆるごみ屋敷対策条例の制定に向けて市当局に対して働きかけ を求める陳情

【陳情項目】

昨今社会問題化しているいわゆるごみ屋敷対策のための条例を早期に制定する様に、市当局に対して働きかけてください。

【陳情理由】

先般、名古屋市において、いわゆるごみ屋敷に対する行政代執行が行われたことがメディア等で取り上げられていました。これは決して対岸の火事ではなく、私たちの住む藤沢市でも同じ様にごみ屋敷の問題が起こっています。実際、私たちの住む地域には、数年前からいわゆるごみ屋敷化した住宅があり、悪臭や害虫、ねずみの大量発生等、近隣の生活環境が大きく損なわれている状況がありました。一旦は、行政の協力のもとためこんだ物の撤去・処分、害虫、ねずみの駆除が行われましたが、またいつ物をためこみ、ごみ屋敷化してしまうか、近隣に住む私たちの不安はまったく払拭されておらず、抜本的な問題の解決には至っておりません。また、藤沢市にはいわゆるごみ屋敷に対する条例がないため、その撤去・処分にかかった費用の請求も難しいと聞いています。本来であれば、藤沢市のルールに従い、有料ごみ袋を購入し、分別した上でごみや資源を出していますが、行政が無償で処理してくれるのであれば、不公平不平等であると言えますし、何より再びためこんでしまうことに繋がってしまうのではないかと危惧せざるを得ません。

基本的には「ごみ屋敷」状態を解消する責任は、物をためこんだ本人にあります。しかしながら、ごみ屋敷化する背景には、認知症、加齢による身体機能の低下、地域からの孤立など物をためこんだ本人にも何らかの困難や課題が生じており、福祉的な支援が必要な場合が多いと言われています。

いわゆるごみ屋敷条例の制定は、こうした物をためこんだ本人への支援の充実・強化という点でも必要であり、何より、ごみ屋敷化させないための取り組みの推進に繋がるものだと期待しています。ひとたびごみ屋敷化してしまうと近隣への悪影響、生活環境の悪化は計り知れないものがあり、地域生活課題が複雑化・複合化する中で、今後ますます顕在化していく問題だとれます。よって、貴市議会におかれましては、良好な生活環境の確保と、ためこんだ本人に寄り添った支援のさらなる充実に資する、いわゆるごみ屋敷対策のための条例を早期に制定する様、市当局に対して働きかけして下さるよう陳情致します。

藤沢市議会議長

松下賢一郎様



平成30年8月14日

住所 藤沢市辻堂元町1-1-28

陳情者代表 辻堂仲町町内会 会長 品田 忠彦

他10名

